

佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症拡大からの世界経済の回復に伴う燃油の需要増などによる原油価格高騰の影響により、経営を圧迫されている施設園芸農家に対し、農業経営の継続及び安定を図ることを目的に、予算の範囲内において燃料費の一部を支援する佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費及び補助額等)

第2条 事業内容、事業実施主体、補助対象経費、補助金の額・単価及び補助金の上限額等は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(補助金の交付申請)

第3条 この補助金の受けようとする者は、佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）により、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 前項の補助金交付申請書兼請求書の提出期限は、市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付決定、額の確定及び交付)

第4条 市長は、前条の規定により申請書兼請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び額を決定し、佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定を受けたものに対し、補助金を交付するものとする。

(交付の取り消し及び返還)

第5条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交

付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき

(実績報告)

第6条 規則第12条に規定する実績報告書は、第3条に規定する交付申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

(関係書類の整備及び保管)

第7条 事業実施主体は、補助対象燃料の購入等に関する書類等を整備し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第8条 この事業により得られた農業者の個人情報については、第1条に規定する事業の実施、その他園芸施策の実施及び第2条に規定する者でないことの確認のためにのみ使用し、それ以外の目的に使用しないものとする。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

別表 1

事業内容	事業実施主体	補助対象経費	補助金の額・単価	補助金の 上限額
園芸施設の加温等に使用する燃油（A重油、灯油、LPガス）の購入に要した経費の一部を補助する。	<p>次の各号に掲げる全ての要件を満たすもの</p> <p>(1) 市内在住の個人事業主又は市内に事業所を置く法人であって農業を営むものであること。</p> <p>(2) 市内の園芸施設等で農産物を栽培し、施設内の加温設備等でA重油、灯油又はLPガスを使用していること。</p> <p>(3) 本要綱に定める補助金受給後において、園芸施設等で農産物の栽培を継続する意思を有していること。</p>	令和3年10月1日から令和4年3月31日までの期間で、園芸用施設の加温等に使用するA重油、灯油又はLPガスの購入に要した経費。	<p>燃油の種類及び単価は以下の通りとし、補助金は単価に購入量を乗じた金額（小数点以下切り捨て）とする。</p> <p>○A重油 1リットルあたり 5.6円</p> <p>○灯油 1リットルあたり 6.0円</p> <p>○LPガス 1立米あたり 11.1円</p> <p>※補助単価は、対象期間6ヶ月の平均単価と過去7年間の平均価格のうち最高値、最低値の各1年分を除く5年の燃料の平均価格との差額に4分の1を乗じた額とする。（小数点以下第二位を切り捨て）</p>	1経営体あたりの限度額は30万円とする。

佐賀市長 様

申請者
住所
氏名

（団体の場合は、団体名及び代表者）

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください

佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書

佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、佐賀市補助金交付規則及び佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり申請及び請求します。

記

1. 営農区分、対象経費の区分

生產品目	
燃料の種類	<input type="checkbox"/> A重油 <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> LPガス
使用目的	<input type="checkbox"/> 加温機 <input type="checkbox"/> 炭酸ガス発生装置 <input type="checkbox"/> その他（ ）

2. 申請及び請求額 円

3 誓約、同意事項（次の事項について確認の上、レ点を付けてください。）

- 申請した燃料を、使用目的以外に使用していない若しくは使用しないことを誓約します。
- 申請した燃料を、使用目的以外に使用した場合若しくは虚偽の申請をした場合は、市の指示に基づき、補助金を返還することに同意します。
- 佐賀市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団等ではないことを誓約します。
- 本補助金の交付可否の審査等のため、関係資料を佐賀県農業協同組合等の他機関に求めることに同意します。

4. 添付書類

- ・補助対象経費の燃料等を購入した種類、数量等が分かる資料
- ・補助金振込口座の通帳の写し（通帳の表紙及び表紙裏面）

5. 補助金振込先口座

金融機関	銀行 農協	金庫 組合	店名	本店 支店 本所 出張所
口座番号			預金科目	普通預金 当座預金 その他（ ）
フリガナ				
口座名義				

※備考）口座名義人と申請者が異なる場合は、口座名義人への領収権の委任とします。

令和 第 年 月 日

様

佐賀市長

佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

〇〇 年 月 日付けで申請のあった佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金について、次のとおり決定し、額を確定しましたので、佐賀市補助金交付規則及び佐賀市施設園芸燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

1 交付決定金額及び額の確定額

円

2 交付の条件